学校給食における食物アレルギー対応手続き一覧

別府市教育委員会

別府市教育委員会

各学校・幼稚園に調査依頼

連携

報告

	新入園児	新1年生	進級時　（小→中進学時）
	12月	10月	12月
アレルギー調査の実施	・入園申込の際に全員に対し、食物アレルギー調査を実施する 給食でアレルギー対応を希望する保護者に対し学校生活管理指導表を渡し、病院受診を指導する	・就学時健康診断で全員対象に食物アレルギー調査	**(小学校対応)** 現在除去食を行っている6年生児童に対し調査・病院受診を依頼 （担任・養護教諭・栄養教諭等） ・食物アレルギー食事制限児童調査 ・学校生活管理指導表を配布
対応児童・生徒の把握		11月　～　12月 アレルギー調査の結果整理・把握 1月上旬（入学説明会案内送付時） 食物アレルギー食事制限児童調査・生活指導管理票を送付する	
個別面談	1月～2月上旬（入園説明会） 保護者から提出された食物アレルギー食事制限児童調査及び学校生活管理指導表をもとに保護者に対し面談を実施 面談者：園長・幼稚園関係者等	1月～2月上旬（入学説明会） 保護者から提出された食物アレルギー食事制限児童調査及び学校生活管理指導表をもとに保護者に対し面談を実施 面談者：管理職・養護教諭・ 学年担当教諭・栄養教諭等	1月～2月上旬（各中学校で設定） 小学校からの情報提供（1月中旬）後 中学校が保護者に対し面談を実施
校内アレルギー対応委員会で協議	2月下旬までに 管理職、副園長、栄養教諭等、学級担任、面談結果から対応方法を検討し決定する	2月下旬までに 管理職、養護教諭、栄養教諭等、学級担任、給食主任等、面談結果から対応方法を検討し決定する	2月下旬までに 管理職、養護教諭、栄養教諭等、学級担任、給食主任等、面談結果から対応方法を検討し決定する
最終調整 情報共有 保護者連絡	3月中旬までに 幼稚園で対応する範囲を保護者に説明し、最終的な対応方法を決定する 欠食届や欠食分の返金、アレルギー用献立表について説明する	3月中旬までに 学校で対応する範囲を保護者に説明し、最終的な対応方法を決定する 欠食届や欠食分の返金、アレルギー用献立表について説明する	3月中旬までに 保護者にアレルギー除去の対応できる範囲の説明。欠食届や欠食分の返金、アレルギー用献立表について説明する
	上記の内容を全教職員に周知徹底。　エピペンの取扱い・関係機関への通知等について共通理解を図る		
対応の開始	・学校給食における食物アレルギー対応を開始する ・返金についても共通理解を図る ・欠食届、アレルゲン早見表等で確認　（担任のみではなく、学校での体制づくり）		

＊ **校内アレルギー対応委員会を設置し対象児童生徒の把握**

連携

連携

連携

連絡

学校給食共同調理場
小・中学校と情報共有 面談への立ち合い
（2月中旬） 食物アレルギー食事制限児童調査票及び学校生活管理指導表調査票のコピーを受け取る
校内の検討委員会に参加し指導助言を行う
3月20日前後 **各学校に以下の書類を送** ・アレルギー用献立申請書 ・牛乳停止申請書 ・アレルギー用献立申請書 ・4月分献立表 ・4月分欠食届
4月上旬 各学校から提出された上記の申請書や欠食届を元に対応を開始する

連携

連携

連携

連絡

新規発症・転入時
随　時
・新規に発症した場合 ・転入時に対応 （転入時にアレルギー調査実施）
・食物アレルギー食事制限児童調査・生活指導管理票を渡し、病院受診を指導
保護者から提出された食物アレルギー食事制限児童調査及び学校生活管理指導表をもとに保護者に対し面談を実施
面談者：管理職・養護教諭・学年担当教諭・栄養教諭等
管理職、養護教諭、栄養教諭等、学級担任、給食主任等、面談結果から対応方法を検討し決定する
学校で対応する範囲を保護者に説明し、最終的な対応方法を決定する 欠食届や欠食分の返金、アレルギー用献立表について説明する
上記の内容を全教員に周知徹底
・学校給食におけるアレルギー対応を開始する ・返金についても共通理解を図る ・欠食届、アレルゲン早見表で確認

【注意事項】

1　学校給食で対応を目標とする食物

・卵　・乳　・えび　・かに　・いか　・ごま

2　学校給食における対応内容

①　1の食物についての除去（原因食物を給食から取り除いて提供）

②　弁当対応（一部弁当または完全弁当対応）